

津谷裕貴弁護士殺害事件に関する国家賠償請求訴訟の一審判決についての声明

2017年（平成29年）10月24日

先物取引被害全国研究会

代表幹事 大 植 伸

本年10月16日、秋田地裁は、津谷裕貴弁護士殺害事件に関する国家賠償請求訴訟について、遺族らの請求を棄却する判決を言い渡した。

本件は、平成22年11月4日に、当研究会の元代表であった津谷裕貴弁護士がかつて受任していた離婚事件の相手方当事者によって自宅において刃物で刺殺された事件に関し、遺族らが、津谷弁護士が死亡したのは現場に駆け付けた警察官らの不適切な対応等が原因だとして秋田県を被告として提起したものである。

同判決は、原告が「津谷弁護士は現場に駆け付けた警察官2名が津谷弁護士を被疑者と誤認して両手を掴んでいた際に刺された」と主張し、その点を立証するために提出した「津谷弁護士の身体と着衣の損傷の位置のずれや形状は原告の主張と整合する」とする法医学者による鑑定書について、何らの理由も示すことなく「原告ら主張の態様以外で生じ得ないものであるとまでは認められ

ない」とし、また、秋田県警の通信指令室が津谷弁護士の妻から「誰かが来
ます。侵入者が」「殺すとか言ってます、主人に」との通報を受けたにもかかわ
らず秋田中央警察署に対し状況を「喧嘩口論」としたうえで「侵入者」を「(津
谷弁護士を)訪ねてきた者」とするなど不正確な情報を伝えたこと、現場に駆
け付けた警察官が耐刃防護衣や警棒を着装しなかったこと、同警察官らが被害
者がどちらかを確認せず被疑者からけん銃を取り上げていた津谷弁護士を被疑
者と誤認してその腕を掴み一時的に身動きが取れない状況にしたことなどを認
定しつつ、「秋田県においては凶悪事件の発生が少なく、日頃から、本件のよう
な突発的な事案に対応することができるだけの訓練や意識の涵養が十分でなか
ったことから、現場で適切に対応することができなかったものとするのが相
当」であるなどとして、津谷弁護士が刺殺された点について個々の警察官の違
法行為に起因するものではない等としたうえで、秋田県警の組織全体としての
一連の対応の違法性も認めず、結論として不法行為の成立を否定した。

しかし、秋田地裁のこのような判断に対しては、十分な証拠の吟味と間接事
実の検討によって事実認定がなされたとはいえないのではないか、また「11
0番通報し警察官が2名現場に臨場したにもかかわらず被疑者の殺害行為を阻
止できず市民の生命を守れなかった」という動かしがたい事実に対する秋田県

警の対応についての正当な法的評価を下させていないのではないかとの強い疑念を抱かざるを得ない。

津谷裕貴弁護士は、社会的弱者である消費者を守るために活動する弁護士のさきがけであった。当研究会には、消費者問題に取り組む弁護士が全国から集まっているが、津谷弁護士は長年にわたりその中心的存在として活躍し、また、その溢れる正義感や実直で優しい人柄、あるいは面倒見の良さなどから多くの同僚から慕われていた。それだけに、今回の秋田地裁の判断は大変残念というほかない。

原告側は、本日、控訴の手续をとったとのことである。当研究会としても、控訴審が、津谷弁護士の死を無駄にせず事件の真相を明らかにして二度とこのような残念な事件が起きないようにとの思いを込めて遺族が起こした今回の裁判に対し真摯に向き合い、その審理の過程において真実が明らかにされ、事件の原因とその責任の所在について正当な判断がなされること強く望むものである。

以上